

平成 30 年度の献血の推進に 関する計画

平成 30 年 3 月 30 日

厚生労働省告示第 189 号

目次

前文	1
第1 平成30年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2 第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血に関する普及啓発活動の実施	1
① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進	
② 献血運動推進全国大会の開催等	
③ 献血推進協議会の活用	
④ その他関係者による取組	
2 献血者が安心して献血できる環境の整備	4
第3 その他献血の推進に関する重要事項	5
1 献血の推進に際し、考慮すべき事項	5
① 血液検査による健康管理サービスの充実	
② 献血者の利便性の向上	
③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進	
④ 採血基準の在り方の検討	
⑤ まれな血液型の血液の確保	
⑥ 200ミリリットル全血採血の在り方について	
2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	6
3 災害時等における献血の確保等	6
4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価	6

平成 30 年度の献血の推進に関する計画

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき定める平成 30 年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成 25 年厚生労働省告示第 247 号）に基づくものである。

第 1 平成 30 年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 平成 30 年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 51 万リットル、血漿製剤 26 万リットル、血小板製剤 17 万リットルであり、それぞれ 51 万リットル、26 万リットル、17 万リットルが製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成 30 年度には、全血採血による 133 万リットル及び成分採血による 66 万リットル（血漿成分採血 37 万リットル及び血小板成分採血 29 万リットル）の計 199 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第 2 第 1 の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

平成 28 年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成 30 年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血に関する普及啓発活動の実施

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、地域の実情に応じ、対象となる年齢層への啓発、献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施す

ること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

- ・ 国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、病気や怪我のために輸血を受けた患者や、その家族の声を伝えること等により、血液製剤が患者の医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血の正しい知識や必要性を啓発し、又はこれに協力することが必要である。

また、血液製剤の需要動向及び利用実態等について正確な情報を提供するとともに、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。

さらに、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、H I V等の感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。

- ・ これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

- ・ 国は、国内の医療で使用される全ての血液製剤を献血によって確保することを目指し、国民一人一人が献血の重要性を認識し、献血運動が全国で活発化し、特に若年層の献血への協力を促し、我が国の血液事業を安定的・継続的に維持していかなければならない。また、医療需要の高い400ミリリットル全血採血、成分採血の推進及び普及に努める必要がある。これらのため、都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。
- ・ 都道府県、市町村及び採血事業者においても、これらの献血推進活動を実施することが重要である。また、市町村においては、地域における催物の機会等を活用する等、積極的に取り組むことが望ましい。
- ・ 血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持する必要がある。そのため、若年層、幼少期の子供とその親、企業・団体、複数回献血者に対して、普及啓発の対象を明確にした上で、各世代に合わせた効果的な活動や重点的な献血者募集を実施し、以下の取組を行う。

ア 若年層を対象とした対策

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。

また、若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、SNS等インターネットを含む様々な広報手段を用いて、気軽に目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働き

かけや、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、実効性のある取組が必要である。

特に10歳代への啓発には、男性に限り400ミリリットル全血採血が17歳から可能であることを伝え、献血者の協力を得る。

- ・ 国は、若年層向けの献血啓発映像資材や大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材、中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを作成し、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの教材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。
- ・ 採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。
- ・ 都道府県及び市町村は、若年層の献血への関心を高めるため、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習を、積極的に活用してもらえよう学校等に情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。
- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促すとともに、将来、医療従事者になろうとする者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

イ 幼少期の子供とその親を対象とした対策

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、次世代の献血者を育てていくために親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

ウ 企業等における献血の推進対策

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。
- ・ 採血事業者は、企業等に対して、「献血セミナー」を実施し、正しい知識の普及啓発を図る。
- ・ 国及び採血事業者は、企業等に対して、特に若年層の労働者の献血促進について協力を求める。

エ 複数回献血者対策

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血者の継続

的な協力を十分に得られるよう、平素から血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築する。また、複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。

② 献血運動推進全国大会の開催等

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者とともに、国内の医療で使用される全ての血液製剤を献血によって確保することを目指し、国民一人一人が献血の重要性を認識し、献血運動が全国で活発化し、特に若年層の献血への協力を促し、我が国の血液事業を安定的・継続的に維持していくため、7月に献血運動推進全国大会を開催するとともに、その広報に努める。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

③ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血や血液製剤に関する住民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的を開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。
- ・ 都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

④ その他関係者による取組

- ・ 官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮する等、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意し、献血者の要望を把握するとともに、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱えている不安等を払拭することはもとより、採血の度ごとに、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。
- ・ 採血事業者は、採血所について、地域の特性に合わせた献血者に安心、やすらぎを与える環境作り等を行い、なお一層のイメージアップを図り、献血者の増加を図る。

- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった献血申込者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

② 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血、献血者が利用しやすい献血受入時間帯の設定及び子育て世代に対応した託児スペースの整備その他の献血受入体制の一層の整備及び充実を図る。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移動採血車による採血等の日程を設定し、そのために公共施設を提供すること等、採血事業者の献血の受入に協力することが重要である。また、採血事業者とともに、献血実施の日時や場所等について、住民に対して献血への協力が得られるよう、十分な広報を行う必要がある。

③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

- ・ 国は、採血事業者と連携し、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底、H I V等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

④ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しの検討を行う。

⑤ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

⑥ 200 ミリリットル全血採血の在り方について

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、血液製剤の安全性及び製造効率並びに医療需要を踏まえ、採血を行う必要がある。
- ・ また、将来の献血基盤の確保という観点からは、若年層の献血推進が非常に重要

であることから、若年層に対しては、学校と連携して「献血セミナー」を実施する等、献血を周知啓発する取組を積極的に行うとともに、特に高校生等の初回献血時には、200 ミリリットル全血採血を推進するなど、できる限り献血を経験してもらうことが重要である。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成 17 年 4 月 1 日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずることが重要である。

3 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行う。あわせて、製造販売業者等の関係者と連携し、献血後、製造された血液製剤が円滑に医療機関に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れを行う。
- ・ さらに、広域的な大規模災害の発生に備え、国及び採血事業者は、災害時等における献血血液の製剤化に支障を来さないための設備の整備を実施する必要がある。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等に備えた複数の通信手段の確保や移動採血車等の燃料の確保が確実に行われるよう対策を講ずる必要がある。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を平成 31 年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- ・ 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

平成30年度の血液製剤の安定供給に関する計画（需給計画）

平成30年3月30日
厚生労働省告示第190号

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第3条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第25条第1項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 1 アルブミン 加熱人血漿たん白、人血清アルブミン及び遺伝子組換え型人血清アルブミン
- 2 組織接着剤 フィブリノゲン加第XIII因子及びフィブリノゲン配合剤
- 3 血液凝固第VIII因子 乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子及び遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子
- 4 乾燥濃縮人血液凝固第IX因子 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（国内で製造されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第IX因子及び遺伝子組換え型血液凝固第IX因子
- 5 インヒビター製剤 乾燥人血液凝固第IX因子複合体（輸入されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子
- 6 血液凝固第XIII因子 ヒト血漿由来乾燥血液凝固第XIII因子及び遺伝子組換え型血液凝固第XIII因子
- 7 トロンビン トロンビン（人由来のものに限る。）
- 8 人免疫グロブリン 人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH4 処理酸性人免疫グロブリン、乾燥 pH4 処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
- 9 抗HBs 人免疫グロブリン 抗HBs 人免疫グロブリン、乾燥抗HBs 人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗HBs 人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs 人免疫グロブリン
- 10 抗破傷風人免疫グロブリン 抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破

傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

1 1 乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ 乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ及び遺伝子組換え型人アンチトロンビン

第1 平成30年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

平成30年度において必要と見込まれる血液製剤の種類及び量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第1のとおりとする。

第2 平成30年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標

第1及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の製造又は輸入の見込量を踏まえ、平成30年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第2のとおりとする。

第3 平成30年度に確保されるべき原料血漿しょうの量の目標

第2を踏まえ、平成30年度に確保されるべき原料血漿しょうの量の目標は、99万リットルとする。

第4 平成30年度に原料血漿しょうから製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標

平成30年度に原料血漿しょうから製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第3のとおりとする。

第5 その他原料血漿しょうの有効利用に関する重要事項

1 原料血漿しょうの配分

倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第4の種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿しょうを血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。

1 原料血漿^{しょう}の標準価格は、(1)又は(2)に掲げる原料血漿^{しょう}の種類ごとに、それぞれ(1)又は(2)に定めるとおりとする。

- (1) 凝固因子製剤用 11,990 円/L
- (2) その他の分画用 10,980 円/L

2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿^{しょう}の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。

- (1) 一般財団法人化学及血清療法研究所
 - イ 凝固因子製剤用 22.0万L
- (2) 日本製薬株式会社
 - イ その他の分画用 37.0万L
- (3) 一般社団法人日本血液製剤機構
 - イ 凝固因子製剤用 29.0万L
 - ロ その他の分画用 26.0万L

(注)

- 1 「凝固因子製剤用」とは、採血後6時間以内又は8時間以内に凍結させた原料血漿^{しょう}であって、血液凝固第Ⅷ因子を含むすべての血漿分画製剤を作ることができるものをいう。
- 2 「その他の分画用」とは、採血後6時間以上又は8時間以上経過した後に凍結させた原料血漿^{しょう}であって、血液凝固第Ⅷ因子以外の血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

2 血液製剤の安定供給の確保のために望ましい在庫

平成13年3月に遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子の出荷一時停止、平成27年6月に一般財団法人化学及血清療法研究所が製造販売する血液製剤の出荷差し止め等の問題が生じたことを踏まえ、このような緊急事態に対応できるよう製造販売業者等は一定量の在庫を保有することが望ましい。

別表第1 平成30年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	需要見込量
アルブミン	25% 50ml 1瓶	2,408,600
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	10,000
組織接着剤	cm ²	12,954,300
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	888,100
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	182,700
インヒビター製剤	延人数	29,200
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	1000単位 1瓶	19,600
血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	122,900
トロンビン	10000単位 1瓶	0
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	2,297,600
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	17,300
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	12,100
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	47,300
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位 1瓶	464,400
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	200
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	40,000
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	4,300
ヘミン	0.25g 1管	300

(注) 数値は、製品の規格別に報告された数量を集計し、代表的な規格・単位(換算規格)に換算したうえ、四捨五入により100の整数倍で表示した。

別表第2 平成30年度に製造・輸入されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造・輸入目標量				29年度末 在庫量(見込)	供給可能量
		国内血漿由来 ^{しょう}	輸入血漿由来 ^{しょう}	遺伝子組換え	計		
アルブミン	25% 50ml 1瓶	1,515,700	917,200	0	2,432,900	606,900	3,039,800
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	11,500	0	0	11,500	6,000	17,500
組織接着剤	cm ³	3,399,000	11,660,200	0	15,059,200	2,827,900	17,887,100
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	76,900	0	735,200	812,100	359,000	1,171,100
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	29,000	0	115,200	144,200	89,300	233,500
インヒビター製剤	延人数	1,200	5,900	26,600	33,700	8,000	41,800
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	1000単位 1瓶	0	20,700	0	20,700	7,600	28,400
血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0	120,000	200	120,200	49,000	169,200
トロンビン	10000単位 1瓶	0	0	0	0	2,000	2,000
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	2,304,300	126,000	0	2,430,300	441,900	2,872,300
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	400	13,800	0	14,200	14,800	29,000
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0	23,300	0	23,300	3,900	27,200
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0	45,600	0	45,600	35,700	81,300
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位 1瓶	377,500	0	80,400	457,900	146,400	604,300
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	0	0	0	0	500	500
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	41,500	0	0	41,500	7,900	49,400
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	0	3,400	0	3,400	3,100	6,400
ヘミン	0.25g 1管	0	100	0	100	200	300

(注1) 数値は、製品の規格別に報告された数量を集計し、代表的な規格・単位(換算規格)に換算したうえ、四捨五入により100の整数倍で表示した。

(注2) 「29年度末在庫量(見込)」及び「供給可能量」の表は、参考である。

別表第3 平成30年度に原料血漿しょうから製造されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造目標量
アルブミン	25% 50ml 1瓶	1,515,700
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	11,500
組織接着剤	cm ²	3,399,000
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	76,900
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	29,000
インヒビター製剤	延人数	1,200
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	1000単位 1瓶	0
血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0
トロンビン	10000単位 1瓶	0
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	2,304,300
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	400
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位 1瓶	377,500
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	0
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	41,500
乾燥濃縮人CI-インアクチベーター	1瓶	0

(注) 数値は、製品の規格別に報告された数量を集計し、代表的な規格・単位(換算規格)に換算したうえ、四捨五入により100の整数倍で表示した。



厚生労働省発薬生0330第5号

所在地 東京都港区芝大門一丁目1番3号

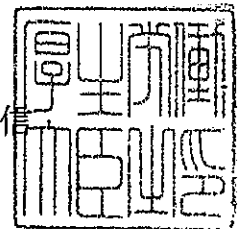
名称 日本赤十字社

平成30年2月28日付け血企第39号をもって申請のあった平成30年度献血受入計画を、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第11条第1項の規定により認可する。

平成30年3月30日

厚生労働大臣

加藤 勝信



平成 30 年度献血受入計画について

平成 30 年度献血受入計画については、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 11 条及び同法施行規則第 4 条に基づき、各都道府県と協議し、当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、その目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項を定めるものです。

1 平成 30 年度に献血により受け入れる血液の目標量

平成 30 年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙 1 の輸血用血液製剤及び原料血漿の必要量を確保するために、別紙 2 のとおり全血献血で 133 万リットル、血漿成分献血で 37 万リットル、血小板成分献血で 29 万リットルの合計 199 万リットルとします。

血液の目標量の確保にあたっては、全国を 7 ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、地方公共団体等との連携の下、効率的な献血の受入れを進めます。

2 前項の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血受入の基本方針

① 安定的な血液の確保

献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿分画製剤(以下「血液製剤」という。)の安定供給を確保し、その国内自給を推進するとともに、医療需要に応じた採血に努め、特に 400 ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行います。

② 献血受入体制の整備

献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血、献血者が利用しやすい献血受入時間帯の設定等、献血受入体制の整備・充実を継続的に実施します。

また、採血所における休憩スペースの十分な確保や献血ルームに託児スペースを整備する等、地域の実情に合わせ献血者に安心・安らぎを与える環境作りに努め、一層のイメージアップを図ります。

献血受入施設等の配置については、別紙 3 のとおりです。

③ 献血者対応の充実

献血者が安心して献血できるように、献血の受入れに当たっては、丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、献血者対応の充実に努めます。

また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正な運用に努めます。

④ 初回献血者等への対応

初めて献血をする方の献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休息をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を充分に行い、献血者の安全確保に努めます。

(2) 献血者の確保対策

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するために、若年層、幼少期、企業や団体、複数回献血者を普及啓発の対象として、各世代にあわせた効果的な活動や重点的な献血者募集を実施します。

また、献血の意義等について、国民が広く理解できるように情報を提供することが、献血意識を高めることに繋がることから、血液事業をより理解していただくための広報を継続的に展開し、病気やケガのために輸血を受けた患者さんやそのご家族の声を伝える等により、血液製剤が患者さんの医療に欠くことのできない善意による貴重なものであることを含めた献血思想の普及啓発を図ります。

① 若年層を対象とした対策

ア 若年層全体に対する対策

将来の献血基盤となる若年層献血の推進は、血液事業にとって最も重要な課題であり、献血の普及啓発を図るため、若年層に向けた献血者確保対策として、愛の血液助け合い運動（7月）、全国学生クリスマスキャンペーン（12月）及びはたちの献血キャンペーン（1～2月）等の戦略的な広報を展開します。

また、雑誌、放送媒体、SNS等、インターネットを含む様々な広報手段を用いて、同世代からの働きかけ、効果的な広報に努めます。

イ 小学生、中学生を対象とした対策

献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明するため、都道府県、市町村、ボランティア組織等の協力を得ながら、「献血セミナー」や血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と将来の献血協力者の

確保を図ります。

ウ 高校生を対象とした対策

献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明するため、都道府県、市町村、ボランティア組織等の協力を得ながら、「献血セミナー」を積極的に実施するほか、地域事情を考慮しつつ、献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促します。

また男性に限り、400 ミリリットル全血献血が 17 歳から可能であることを伝え、普及啓発に努めます。

エ 大学生を対象とした対策

献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる連携を図り、「献血セミナー」を通じて献血や血液製剤に関する理解、献血体験の促進に努めます。

特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取り組みを行います。

② 幼少期を対象とした対策

次世代の献血者を育てていくために親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行います。

③ 企業等における献血の推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促します。

また、企業等に対して、社員研修や社内広報等の機会を利用して「献血セミナー」や献血に関する情報提供等を実施し、正しい知識の普及啓発を図るとともに、特に若年層の労働者の献血促進について協力を求めるよう努めます。

④ 複数回献血協力者の確保

複数回献血協力者を確保するため、都道府県及び市町村の協力を得て、若年層を中心に複数回献血クラブ会員への加入強化を図ります。

また、複数回献血者に血液の需要に応じて協力していただくことは、今後の安定的・効率的な献血を実施していくうえで不可欠であり、複数回献血クラブへの加入促進、インセンティブとなる同クラブ会員を対象としたイベントの開催等を積極的に実施します。

併せて、献血者登録制度を見直し、SNS等による献血者が望む情報の発信や

献血予約の利便性向上等を目的とした複数回献血クラブシステムの改善を行います。

各都道府県血液センターにおける主な取り組みは、別紙4のとおりです。

3 その他献血の受入れに関する重要事項

(1) 検査サービス等の実施

献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績をお知らせします。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった献血申込者に対して栄養士等による健康相談を実施します。

(2) 血液製剤の安全性向上のための対策

国及び都道府県と連携し健康な献血者の確保に努めます。

今後も献血者本人確認を徹底するとともに、H I V等の感染症の検査を目的とした献血の防止のための「安全で責任のある献血」の普及に努めます。さらに、問診業務の充実強化に努め、安全な献血の受入れを図ります。

(3) まれな血液型の血液確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼します。

(4) 200ミリリットル全血献血のあり方について

200ミリリットル全血献血は、製造効率及び医療需要を踏まえて受入れを行います。将来の献血の基盤となる若年層に対する献血推進を考慮し、高校生等の初回献血時には、200ミリリットル全血献血を受け入れる等、出来る限り献血を経験していただくよう努めます。

(5) 血液製剤の在庫管理と不足時の対応

赤血球製剤等の在庫予測に基づき、献血者確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供し、万一の在庫不足時には対応手順に基づき、関係機関と連携した献血者確保対策を実施します。

(6) 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、血液製剤が安定供給されるよう、必要な献血量を把握した

上で、国、都道府県、市町村と連携して、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、献血後、製造された血液製剤を円滑に医療機関に供給します。

また、広域的な大規模災害の発生に備え、災害時等における献血血液の製剤化に支障を来さないよう、必要な設備等の整備を進めるほか、国、都道府県、市町村及び企業等と協力して、複数の通信手段の確保及び移動採血車等の燃料の確保が確実に行われる対策を進めます。

(7) 献血受入計画の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供します。また、その分析と評価を行い、次年度の献血受入計画の各種施策の検討に資することとします。

平成30年度都道府県別必要量

ブロック名	都道府県名	輸血用血液製剤の需要見込み(①)(L)				血漿分画製剤用原料 血漿確保計画(②)(L)	平成30年度に必要な 血液量(①+②)(L)
		赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計		
北海道	北海道	29,840	15,000	8,984	53,824	41,829	95,653
	小計	29,840	15,000	8,984	53,824	41,829	95,653
東北	青森県	5,480	1,860	1,580	8,920	11,783	20,703
	岩手県	4,844	2,354	1,882	9,081	11,335	20,416
	宮城県	7,897	4,163	2,876	14,936	14,132	29,067
	秋田県	4,422	1,303	1,909	7,634	9,976	17,611
	山形県	4,000	1,800	989	6,789	8,155	14,944
	福島県	8,542	3,488	2,257	14,288	16,070	30,358
	小計	35,186	14,969	11,493	61,648	71,451	133,099
関東甲信越	茨城県	10,514	3,750	2,917	17,181	26,613	43,793
	栃木県	7,592	4,260	2,498	14,350	16,114	30,464
	群馬県	8,480	4,049	2,956	15,485	17,298	32,782
	埼玉県	25,333	11,724	8,097	45,154	38,044	83,198
	千葉県	25,040	13,800	7,277	46,117	46,388	92,505
	東京都	57,544	35,690	23,669	116,903	110,987	227,891
	神奈川県	32,584	18,960	10,099	61,643	63,454	125,097
	新潟県	8,240	3,274	3,276	14,789	24,908	39,697
	山梨県	3,048	1,296	710	5,054	9,724	14,778
	長野県	7,256	3,622	2,211	13,088	21,284	34,372
	小計	185,630	100,424	63,709	349,764	374,814	724,578
東海北陸	富山県	3,944	1,224	1,499	6,667	8,656	15,324
	石川県	3,640	1,920	1,420	6,980	8,930	15,910
	福井県	3,321	1,087	1,022	5,430	6,077	11,507
	岐阜県	7,393	3,078	2,127	12,599	14,862	27,461
	静岡県	13,720	6,120	4,452	24,292	29,758	54,050
	愛知県	26,007	13,976	8,657	48,640	58,438	107,078
	三重県	4,810	2,794	1,796	9,399	13,697	23,096
	小計	62,834	30,199	20,973	114,006	140,419	254,425
近畿	滋賀県	5,165	2,412	2,091	9,667	9,123	18,791
	京都府	11,440	7,740	4,280	23,460	19,724	43,184
	大阪府	42,237	24,060	13,127	79,423	74,652	154,076
	兵庫県	20,640	12,036	5,924	38,600	36,524	75,124
	奈良県	5,760	3,240	1,840	10,840	10,105	20,945
	和歌山県	4,536	2,232	1,235	8,003	8,685	16,688
小計	89,778	51,720	28,496	169,993	158,814	328,807	
中四国	鳥取県	2,456	1,020	874	4,350	5,023	9,373
	島根県	2,132	1,154	949	4,235	4,948	9,183
	岡山県	7,928	4,212	2,777	14,917	16,599	31,516
	広島県	10,896	5,052	6,000	21,948	21,470	43,418
	山口県	6,252	2,626	1,495	10,373	8,865	19,237
	徳島県	3,144	1,116	976	5,236	6,647	11,883
	香川県	4,208	1,848	1,190	7,246	7,893	15,139
	愛媛県	5,648	2,484	1,290	9,422	10,416	19,838
	高知県	3,416	1,752	1,068	6,236	6,949	13,185
	小計	46,080	21,264	16,619	83,963	88,809	172,772
九州	福岡県	22,846	11,314	7,025	41,185	37,505	78,690
	佐賀県	2,880	1,212	572	4,664	6,184	10,848
	長崎県	6,238	3,052	2,160	11,451	12,441	23,892
	熊本県	7,900	3,254	2,205	13,359	14,267	27,626
	大分県	5,421	2,525	1,758	9,704	9,904	19,608
	宮崎県	4,640	2,172	1,682	8,494	10,174	18,668
	鹿児島県	7,373	3,214	1,863	12,450	15,159	27,609
	沖縄県	5,576	3,951	1,702	11,230	8,416	19,646
小計	62,874	30,694	18,967	112,535	114,050	226,585	
合計		512,222	264,270	169,240	945,733	990,186	1,935,919

※全血製剤については、需要見込みが0本のため、記載していない。

平成30年度に献血により受け入れる血液の目標量(日本赤十字社)

(L)

ブロック名	都道府県名	全血献血			成分献血			合計
		200mL	400mL	計	血小板	血漿	計	
北海道	北海道	1,590	76,280	77,870	16,884	3,240	20,124	97,994
	小計	1,590	76,280	77,870	16,884	3,240	20,124	97,994
東北	青森県	280	13,231	13,510	2,974	2,596	5,571	19,081
	岩手県	262	12,410	12,672	2,979	2,635	5,614	18,286
	宮城県	481	22,762	23,242	3,069	9,291	12,361	35,603
	秋田県	216	10,218	10,434	3,058	2,532	5,590	16,024
	山形県	223	10,552	10,774	2,778	2,596	5,374	16,149
	福島県	427	20,232	20,659	5,326	4,855	10,181	30,841
	小計	1,888	89,404	91,292	20,186	24,505	44,691	135,983
関東甲信越	茨城県	561	26,763	27,324	4,168	9,892	14,060	41,384
	栃木県	615	19,118	19,733	4,701	6,874	11,575	31,308
	群馬県	395	21,643	22,039	3,831	8,030	11,861	33,900
	埼玉県	2,015	62,665	64,679	10,684	20,783	31,467	96,147
	千葉県	1,338	63,740	65,077	10,561	19,791	30,352	95,429
	東京都	3,098	147,620	150,718	39,704	46,326	86,030	236,747
	神奈川県	1,519	83,163	84,682	15,393	28,660	44,053	128,735
	新潟県	440	20,975	21,415	5,565	10,186	15,751	37,166
	山梨県	163	7,759	7,922	0	5,303	5,303	13,225
	長野県	144	18,712	18,856	4,632	8,072	12,705	31,561
	小計	10,287	472,158	482,445	99,239	163,918	263,157	745,602
東海北陸	富山県	212	9,736	9,948	2,623	2,774	5,397	15,345
	石川県	242	10,396	10,638	2,984	3,470	6,455	17,093
	福井県	176	8,688	8,864	1,990	1,051	3,040	11,904
	岐阜県	406	18,228	18,634	3,617	5,880	9,497	28,131
	静岡県	856	33,208	34,064	7,099	10,785	17,884	51,948
	愛知県	1,280	67,960	69,240	16,278	27,892	44,170	113,410
	三重県	28	13,384	13,412	3,572	6,182	9,754	23,166
	小計	3,200	161,600	164,800	38,163	58,035	96,197	260,997
近畿	滋賀県	145	14,408	14,552	2,330	1,999	4,330	18,882
	京都府	187	29,991	30,178	6,052	7,222	13,274	43,452
	大阪府	2,175	100,915	103,090	25,426	25,903	51,329	154,419
	兵庫県	1,067	57,189	58,255	11,652	13,639	25,291	83,546
	奈良県	148	12,804	12,952	3,199	3,141	6,339	19,291
	和歌山県	103	12,124	12,226	2,112	2,135	4,247	16,473
	小計	3,824	227,430	231,254	50,771	54,039	104,810	336,064
中四国	鳥取県	10	6,342	6,352	1,673	624	2,296	8,648
	島根県	5	5,437	5,442	1,999	901	2,899	8,341
	岡山県	291	20,667	20,958	5,229	5,267	10,496	31,454
	広島県	338	28,296	28,634	11,279	11,344	22,622	51,256
	山口県	99	16,143	16,242	1,898	1,232	3,130	19,371
	徳島県	15	8,117	8,132	2,113	865	2,979	11,110
	香川県	17	10,867	10,883	2,264	2,174	4,438	15,321
	愛媛県	10	14,598	14,607	2,438	3,285	5,723	20,331
	高知県	114	7,811	7,924	2,272	1,227	3,498	11,423
	小計	898	118,276	119,174	31,164	26,918	58,082	177,256
九州	福岡県	1	58,726	58,726	10,024	14,211	24,236	82,962
	佐賀県	60	7,464	7,524	2,398	3,255	5,654	13,177
	長崎県	118	16,288	16,406	3,369	4,294	7,662	24,068
	熊本県	208	20,390	20,598	4,174	5,093	9,267	29,865
	大分県	100	13,945	14,045	2,443	2,769	5,212	19,257
	宮崎県	56	12,208	12,264	2,633	2,138	4,772	17,035
	鹿児島県	143	19,095	19,238	4,577	2,157	6,734	25,973
	沖縄県	114	14,522	14,636	3,135	3,584	6,719	21,355
	小計	799	162,638	163,437	32,753	37,502	70,255	233,692
合計		22,488	1,307,784	1,330,272	289,159	368,156	657,316	1,987,588

※山梨県の血小板成分献血目標量が「0」となっているのは、山梨県では血小板採血を行っていないため。

平成30年度に献血により受け入れる血液の目標量(都道府県・献血種類・採血所分類別)

ブロック名	都道府県名	固定施設(母体・事業所・出張所)						移動採血車			オープン採血		
		200mL採血	400mL採血	血漿採血		血小板採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)
				FFP-480用	原料血漿確保用								
北海道	北海道	990	26,040	3,240		16,884	47,154	600	50,240	50,840			
	小計	990	26,040	3,240		16,884	47,154	600	50,240	50,840			
東北	青森県	165	3,341		2,596	2,974	9,076	115	9,890	10,005			
	岩手県	201	2,096		2,635	2,979	7,911	61	10,280	10,340	0	34	35
	宮城県	272	9,041	3,768	5,523	3,069	21,673	194	13,472	13,666	15	249	264
	秋田県	36	2,329		2,532	3,058	7,955	180	7,889	8,069			
	山形県	83	1,760		2,596	2,778	7,217	140	8,792	8,932			
	福島県	46	4,121		4,855	5,326	14,348	382	16,111	16,493			
	小計	802	22,687	3,768	20,737	20,186	68,180	1,071	66,433	67,505	15	283	298
関東甲信越	茨城県	27	4,882		9,892	4,168	18,969	534	21,881	22,415			
	栃木県	109	3,403	886	5,988	4,701	15,087	480	14,906	15,386	26	810	835
	群馬県	18	8,142	2,018	6,011	3,831	20,021	372	13,309	13,681	5	192	197
	埼玉県	1,106	34,403	6,505	14,278	10,684	66,976	908	28,174	29,082	1	88	89
	千葉県	476	30,604	4,736	15,055	10,561	61,431	778	29,984	30,762	84	3,152	3,236
	東京都	985	80,101	14,814	31,512	39,704	167,116	1,367	43,712	45,079	746	23,806	24,552
	神奈川県	800	43,600	3,311	25,350	15,393	88,453	697	38,368	39,065	22	1,196	1,217
	新潟県	210	10,548		10,186	5,565	26,509	230	10,427	10,657			
	山梨県	14	2,000		5,303		7,317	149	5,759	5,908			
	長野県	122	5,052		8,072	4,632	17,879	19	13,588	13,607	3	72	75
	小計	3,866	222,735	32,270	131,647	99,239	489,758	5,534	220,107	225,641	887	29,316	30,203
東海北陸	富山県	72	1,200		2,774	2,623	6,669	140	8,536	8,676			
	石川県	104	2,840	960	2,510	2,984	9,399	138	7,556	7,694			
	福井県	20	1,340		1,051	1,990	4,400	156	7,348	7,504			
	岐阜県	112	3,640	2,160	3,720	3,617	13,249	294	14,588	14,882			
	静岡県	152	7,252	960	9,825	7,099	25,288	704	25,956	26,660			
	愛知県	426	30,760	11,520	16,372	16,278	75,356	786	35,092	35,878	68	2,108	2,176
	三重県	28	3,680	816	5,366	3,572	13,462		9,704	9,704			
	小計	914	50,712	16,416	41,619	38,163	147,823	2,218	108,780	110,998	68	2,108	2,176
近畿	滋賀県	50	2,526	585	1,414	2,330	6,906	95	11,882	11,976			
	京都府	77	12,596	1,843	5,379	6,052	25,947	106	16,835	16,940	5	560	565
	大阪府	1,088	50,558	6,695	19,208	25,426	102,975	1,018	47,065	48,083	70	3,291	3,361
	兵庫県	506	27,721	3,480	10,160	11,652	53,518	553	29,164	29,717	8	304	312
	奈良県	82	3,216	812	2,329	3,199	9,637	66	9,588	9,654			
	和歌山県	30	860	552	1,583	2,112	5,137	73	11,264	11,336			
	小計	1,833	97,477	13,966	40,073	50,771	204,120	1,909	125,798	127,706	83	4,155	4,238
中四国	鳥取県	8	2,570		624	1,673	4,874	2	3,772	3,774			
	島根県	5	637		901	1,999	3,541		4,800	4,800			
	岡山県	187	5,396	1,759	3,508	5,229	16,079	100	14,999	15,099	4	272	276
	広島県	285	8,160	5,478	5,865	11,279	31,068	53	19,953	20,006		182	182
	山口県	46	1,260	226	1,006	1,898	4,436	53	14,883	14,936			
	徳島県	15	2,880		865	2,113	5,873		5,237	5,237			
	香川県	17	3,805	754	1,419	2,264	8,259		7,062	7,062			
	愛媛県	10	4,320	1,175	2,110	2,438	10,053		10,118	10,118		160	160
	高知県	114	1,648		1,227	2,272	5,260		6,163	6,163			
小計	686	30,675	9,393	17,526	31,164	89,444	208	86,986	87,194	4	614	618	
九州	福岡県	1	17,602	6,552	7,660	10,024	41,838		38,324	38,324		2,800	2,800
	佐賀県	60	1,863	1,764	1,492	2,398	7,576		5,601	5,601			
	長崎県	60	3,384	1,766	2,527	3,369	11,106	58	12,904	12,962			
	熊本県	208	7,027	2,483	2,610	4,174	16,501		13,364	13,364			
	大分県	46	3,904	924	1,845	2,443	9,161	54	10,041	10,095			
	宮崎県	50	2,056		2,138	2,633	6,877	6	10,152	10,158			
	鹿児島県	96	4,641		2,157	4,577	11,471	48	14,454	14,501			
	沖縄県	40	2,040	2,193	1,391	3,135	8,799	74	12,482	12,556			
小計	560	42,516	15,682	21,820	32,753	113,331	240	117,321	117,561		2,800	2,800	
合計		9,650	492,843	94,735	273,421	289,159	1,159,809.0	11,780	775,665	787,445	1,057	39,276	40,333

※オープン採血とは、事業所や学校の会議室等を会場として行う献血受入れ方式。

平成30年度献血受入施設数等

ブロック名	都道府県名	常設献血受入施設(箇所)	移動採血車(台)		成分採血装置(台)		H30年度中増減数
			H30年度中増減数	H30年度中更新数	H30年度中増減数		
北海道	北海道	8		17		2	63
	小計	8		17		2	63
東北	青森県	2		4			12
	岩手県	1		4		1	13
	宮城県	2		6			27
	秋田県	2		4			14
	山形県	1		4			12
	福島県	4		8			37
	小計	12		30		1	115
関東甲信越	茨城県	2		7			27
	栃木県	2		6			26
	群馬県	3		4			30
	埼玉県	7		10		1	66
	千葉県	6		10		1	70
	東京都	14	△ 1	19		1	177
	神奈川県	8		12		1	100
	新潟県	2		4			27
	山梨県	1		4		1	9
	長野県	3		4			33
	小計	48	△ 1	80		5	565
東海北陸	富山県	1		3			9
	石川県	2		4		1	20
	福井県	1		3			10
	岐阜県	2		4			23
	静岡県	3		9			35
	愛知県	8		11			120
	三重県	3		4			27
	小計	20		38		1	244
近畿	滋賀県	2		4		1	15
	京都府	3		6			35
	大阪府	11		14			106
	兵庫県	7		9			71
	奈良県	2		4			20
	和歌山県	1		5			11
小計	26		42		1	258	
中四国	鳥取県	2		2			14
	島根県	1		2			8
	岡山県	2		5			28
	広島県	3		5			45
	山口県	1		4			10
	徳島県	1		3			9
	香川県	1		3			11
	愛媛県	1		4			17
	高知県	1		3			9
	小計	13		31			151
九州	福岡県	5		11		2	56
	佐賀県	1		2		1	11
	長崎県	2		5			17
	熊本県	2		5			23
	大分県	1		4			11
	宮崎県	1		4			11
	鹿児島県	2		5		1	16
	沖縄県	1		4		1	14
小計	15		40		5	159	
合計		142	△ 1	278		15	1,555
							△ 5

※「常設献血受入施設」とは、血液センター・事業所・献血ルーム(出張所)のことを指す。
 ※施設数、移動採血車台数、成分採血装置台数は、平成30年4月1日時点の予定数である。

各都道府県血液センターにおける主な取組（平成30年度）

①若年層・幼少期を対象とした対策

No.	具体的対策	対象
1	血液センターのホームページやSNS(TwitterやFacebook等)、若年層に高聴取率を誇るラジオ番組を通して、10代～30代の関心を引くような献血に関するイベント情報や受血者の方からのメッセージを発信する。	若年層全体
2	夏休み期間にあわせ、小・中学生が理解しやすいアニメーションやクイズを取り入れた献血セミナーや、血液センターの施設見学や移動採血車の試乗、キッズ献血等を実施し、献血に関する興味・関心を持ってもらう。	小学生・中学生
3	高校生、大学生及び医療系の専門学校生を対象に、献血の重要性や県内の若年層献血者数推移等の情報を示した献血セミナーを実施する。献血実施予定の学校では、セミナー受講後に献血協力ができるよう調整を行う。	学生
4	学生ボランティアの募集及び活動を強化し、学生の視点から献血の呼びかけや献血セミナー、イベントの企画が実施できるよう支援する。	高校性・大学生
5	献血ルームのキッズスペースの整備等子供連れの献血者も安心して献血できることを積極的に広報する。また、街頭等での献血実施の際、献血セミナーや子供向けミニイベントを実施し、子育て世代の方に献血に協力していただく。	幼少期の子供がいる親子

②企業等における献血推進対策

No.	具体的対策	対象
1	県(保健所)、市、町との連携やライオンズクラブ等協力団体の協力により献血サポーターの増加を図る。	献血未実施の企業や献血協力企業等
2	企業内の新人研修、衛生委員会、労働組合等の機会を利用し、献血推進セミナーを実施する。	企業・団体
3	献血車の配車が難しい事業所に対して、献血ルームでの献血協力依頼を行う。	企業・団体
4	血液センターが作成したメタボ対策や高血圧予防のパンフレット等を用いて、献血後の検査結果を健康管理に役立てていただくよう推進する。	企業・団体

③複数回献血者の確保対策

No.	具体的対策	対象
1	採血部門と連携し、採血中に複数回献血クラブの説明・勧誘を行うことで、会員確保を強化する。	複数回献血クラブ未加入者
2	複数回献血クラブ会員に対して、健康管理意識向上のための講演会や「ヨガ教室」を開催する等、会員の複数回献血を促進する。	複数回献血クラブ会員
3	1年以上献血に協力いただいていない方に依頼要請をかけ、複数回献血者への誘導を図る。	休眠献血者
4	血液センターのLINEアカウントやFacebookページ等を通してキャンペーン等の案内を送り、若年層の複数回献血協力を促す。	若年層献血者
5	各固定施設で献血した献血者に対し、予約促進用のカードの配布等次回の献血予約を推進する。	全献血者

④その他の具体的対策

No.	具体的対策	対象
1	スポーツ団体や若年層に人気があるアーティストやアニメ作品とのコラボキャンペーンにより、献血に関する興味・関心を持ってもらう。	一般の方